

表 福島第一原子力発電所 施設定期検査関連資料における開示・不開示(マスクングが必要な箇所)の整理表

No.	内容	開示	不開示 (マスクングが必要)
1	個人(社員)、企業が特定される箇所		○
2	各種法律、規格・基準	○	
3	福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画に記載された公開情報	○	
4	当社やメーカーの知見に基づく判定基準や許容値(例:メーカーノウハウに該当するものや、事業者の管理値 [※])		○

なお、今後、マスクングが必要な箇所はNo.1～4に基づいて開示箇所と不開示箇所を識別する。

※ 事業者の管理値: 計器や設備の運用に使用する設定値や許容値を当社知見に基づいて定め、施設定期検査の判定値に使用している値(実施計画に記載のある数値や公知の規格・基準で定められている数値は除く。)